

(農業者の組織する)団体 規約(例)

令和 年 月 日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、〇〇団体（以下「団体」という。）という。

(事務所)

第2条 団体は、主たる事務所を〇〇に置く。

(目的)

第3条 団体は、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進するための活動（環境保全型農業を推進するための技術向上や理解増進等の活動）によって、第4条の構成員が自然環境の保全に資する農業生産活動（環境保全型農業）に取り組むことで、地域の生物多様性保全や地球温暖化防止等といった多面的機能の発揮の促進を図ることを目的とする。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 団体の構成員は別紙のとおりとする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第5条 団体に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この〇〇を代表し、〇〇の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、〇〇の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、〇年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催及び議決方法)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。ただし、会長が必要と認めたときには、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、構成員現在数の過半数をもって成立する。ただし、文書又は代理人をもって意思表示したものは出席とみなす。
- 3 総会はすべて会長が召集する。
- 4 総会の議決権は構成員1人1票とし、総会の議事は、構成員総数の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画及び営農活動計画書に関する計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進するための活動に関する計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 環境保全型農業直接支払交付金の配分及び収支決算に関すること。
- 四 団体規約の制定及び改廃に関すること。
- 五 その他団体の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第9条 次の各号に掲げる事項は、総会において、構成員総数の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 団体規約の変更
- 二 団体の解散
- 三 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第10条 団体は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 団体規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 環境保全型農業直接支払交付金に係る証拠書類
- 五 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第11条 団体は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第 12 条 団体の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 13 条 団体の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 環境保全型農業直接支払交付金
- 二 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第 14 条 団体の事務に要する経費は、第 13 条の資金をもって充てる。

(資金の支出)

第 15 条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第 16 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 17 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第 18 条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 19 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 20 条 団体が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(監査)

第 21 条 監査役は少なくとも毎事業年度 1 回、団体の業務執行及び会計の状況を監査し、その結果につき、総会に報告し、意見を述べなければならない。

第6章 雑則

(細則)

第22条 環境保全型農業直接支払交付金実施要綱、環境保全型農業直接支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、団体の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 団体の設立初年度の役員を選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇年3月31日までとする。